

第三条 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年財務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十二第一項第六号中「第十一項第五号」を「第十二項第五号」に改め、同項第七号中「第二十六条の三十第十五項」を「第二十六条の三十第十六項」に改め、同項第八号中「第二十六条の三十第十六項」を「第二十六条の三十第十七項」に改め、同条第六項第二号中「いづれかの書類」を「書類のいづれか」に改め、同号ロ中「書類及び」の下に「外国人確認書類（を、（2）に掲げるものを除く。）」の下に「をいう。次項において同じ。」を加え、同条第十四項第一号中「第十八条の十九の三第一項及び第二項」を「第十八条の十九の三第五項及び第六項」に、「同条第一項第一号」を「同条第五項第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第二十六条の三十第十四項」を「第二十六条の三十第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二十六条の三十第十四項」を「第二十六条の三十第十五項」に改め、同項第四号中「又は」を「の名称又は」に改め、「名称」の下に「（当該書類のうち第七項の規定により提示したとみなされたものがある場合には、同項の規定による確認をした旨を含む。）若しくは施行令第二十六条の三十第十三項に規定する同じであることの確認をした旨」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「特例適用申告書又は変更申告書（以下この条において「特例適用申告書」及び「特例適用申告書」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 特例適用申告書又は変更申告書（以下この条において「特例適用申告書」という。）を提出する外国法人が配分の取扱者にその提出の際、当該配分の取扱者が、当該特例適用申告書等に記載されている当該外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指

（租税特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 同 上

第十九条の十二第一項第六号中「第十一項第五号」を「第十二項第五号」に改め、同項第七号中「第二十六条の三十第十五項」を「第二十六条の三十第十六項」に改め、同項第八号中「第二十六条の三十第十六項」を「第二十六条の三十第十七項」に改め、同条第六項第二号中「いづれかの書類」を「書類のいづれか」に改め、同号ロ中「書類及び」の下に「外国人確認書類（を、（2）に掲げるものを除く。）」の下に「をいう。次項において同じ。」を加え、同条第十四項第一号中「第十八条の十九の三第一項及び第二項」を「第十八条の十九の三第五項及び第六項」に、「同条第一項第一号」を「同条第五項第一号」に改め、同項第五号中「同条第七項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第二十六条の三十第十四項」を「第二十六条の三十第十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二十六条の三十第十四項」を「第二十六条の三十第十五項」に改め、同項第四号中「又は」を「の名称又は」に改め、「名称」の下に「（当該書類のうち第七項の規定により提示したとみなされたものがある場合には、同項の規定による確認をした旨を含む。）若しくは施行令第二十六条の三十第十三項に規定する同じであることの確認をした旨」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「特例適用申告書又は変更申告書（以下この条において「特例適用申告書」及び「特例適用申告書」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 特例適用申告書又は変更申告書（以下この条において「特例適用申告書」という。）を提出する外国法人が配分の取扱者にその提出の際、当該配分の取扱者が、当該特例適用申告書等に記載されている当該外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地につき、電気通

定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、当該外国法人は、当該配分の取扱者に、施行令第二十六条の第三十第十二項の規定による外国法人確認書類の提示をしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 省略

三 第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十四の二第六項第二号の改正規定、同令第十九条の九第五項第二号の改正規定及び同令第十九条の十四の二第二項第三号の改正規定（「第一百二条第七項」を「第一百二条第九項」に改める部分に限る。）並びに附則第五条の規定 令和四年一月一日
四 八 省略

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置)

第十七条 改正法附則第八十八条第三項の規定により租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第四号の下欄に掲げる資産とみなされた資産については、租税特別措置法施行規則第二十二條の七第四項の規定は、適用しない。

(連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置)

第二十条 改正法附則第一百二条第三項の規定により租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第四号の下欄に掲げる資産とみなされた資産については、租税特別措置法施行規則第二十二條の六十九第四項の規定は、適用しない。

信回線による登記情報の提供に関する法律第三条第二項に規定する指定法人から送信を受けた同法第二条第一項に規定する登記情報に記録された当該外国法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地と同じであることの確認をした場合には、当該外国法人は、当該配分の取扱者に、施行令第二十六条の第三十第十二項の規定による外国法人確認書類の提示をしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 同上

一・二 同上

三 第一条中租税特別措置法施行規則第十八条の十四の二第六項第二号の改正規定、同令第十九条の九第五項第二号の改正規定、同令第十九条の第十四項第五号の改正規定及び同令第十九条の十四の二第二項第三号の改正規定（「第一百二条第七項」を「第一百二条第九項」に改める部分に限る。）並びに附則第五条の規定 令和四年一月一日
四 八 同上

(特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置)

第十七条 改正法附則第八十八条第三項の規定により新法第六十五条の七第一項の表の第六号の下欄に掲げる資産とみなされた資産については、新規則第二十二條の七第五項の規定は、適用しない。

(連結法人の特定の資産の買換えの場合等の課税の特例に関する経過措置)

第二十条 改正法附則第一百二条第三項の規定により新法第六十八条の七十八第一項の表の第六号の下欄に掲げる資産とみなされた資産については、新規則第二十二條の六十九第五項の規定は、適用しない。